別紙

## 「九頭竜川自然再生計画検討会」 情報公開(案)について

## 1.会議資料の公開

- 1)会議資料については、原則的に公開とする。
- 2)会議資料の公表は、ホームページ及び福井河川国道事務所調査第一課において閲覧できるものとする。
- 3)会議資料において、公表できない資料(例えば貴重種の生息場所が特定できる資料)などは公表しない。

## 2.議事録の公開

- 1)議事録は、議事骨子及び議事詳録を公表する。
- 2)議事録の公表に当たっては、プライバシー保護に配慮するとともに、 検討会の責任において行う。
- 3)議事録の公表手段は、ホームページ及び福井河川国道事務所調査第一課において閲覧できるものとする。

## 3.一般傍聴者について

- 1)一般傍聴者の受付については、検討会当日に、会場にて先着順に受け付ける。
- 2)一般傍聴者の審議中の発言は、認めない。なお、審議終了後の発言の機会の取扱については、検討会座長の判断に委ねる。